

## 鶴岡市建設工事最低制限価格制度試行実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する建設工事の入札において、地方自治法施行令第167条の10第2項の規定により、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込をした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込をした者のうち最低の価格をもって申込をした者を落札者とする制度(以下「最低制限価格制度」という。)の試行実施について、必要な事項を定めるものとする。

### (対象となる建設工事)

第2条 この要綱は、競争入札により請負工事契約を締結しようとする工事のうち、予定価格が130万円を超え、かつ鶴岡市低入札価格調査制度(平成20年鶴岡市制定)の対象とならないものを対象とする。

### (最低制限価格の設定)

第3条 最低制限価格制度を適用する建設工事を入札に付する場合は、あらかじめ最低制限価格制度を行う基準となる価格(以下「最低制限価格」という。)を、予定価格に10分の7を乗じて得た額から予定価格に10分の9を乗じて得た額の範囲内で定めるものとする。

2 最低制限価格制度を適用する場合は、予定価格調書に最低制限価格を記載するものとする。

### (入札参加者への周知)

第4条 最低制限価格制度の円滑な運用を図るため、一般競争入札にあつては入札の公告において、指名競争入札にあつては指名通知等適切な方法において、最低制限価格を設定している旨を、落札決定に当たっては予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち最低制限価格以上で最低の価格をもって入札した者を落札者とする旨を、明示するものとする。

### (入札の執行)

第5条 入札の結果、最低制限価格を下回る入札が行われた場合は、当該入札参加者の失格を宣言するものとする。この場合において、当該入札会において2回目以降の入札が行われるときは、失格者は参加できないものとする。

(入札結果表への記載)

第6条 入札執行者は、前条の宣言を行ったときは、入札結果表に当該入札を行ったものを失格と決定した旨を記載するものとする。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。